

# 羅臼町第3期環境基本計画

(令和6年度～令和13年度)



人・まち・自然いきいき 知床創生 ～魚の城下町 らうす～

## 羅臼町

# 【 目 次 】

## 第1章 計画の趣旨

- 1. 羅臼町環境基本計画とは . . . . . 1
- 2. 計画策定の背景 . . . . . 2

## 第2章 羅臼町の概況

- 1. 自然概況 . . . . . 3
- 2. 人口概況 . . . . . 4

## 第3章 基本施策

- 1. 基本理念 . . . . . 6
- 2. 基本方針 . . . . . 6
- 3. 計画策定の視点 . . . . . 7
- 4. 計画期間 . . . . . 8

## 第4章 施策の推進

- 1. 地球環境保全を意識した環境形成 . . . . . 9
  - ①地球温暖化防止
  - ②エネルギーの有効活用
- 2. 健康で安心して生活できる環境形成 . . . . . 15
  - ①大気環境の保全
  - ②水質環境と土壌環境の保全
- 3. 人と自然が共生する豊かな環境形成 . . . . . 18
  - ①海洋生態系の保全
  - ②森林環境の保全
  - ③野生動植物の保護管理
  - ④外来種対策の推進
  - ⑤自然と緑とのふれあい作りの推進
- 4. 心の豊かさを感じることができる環境形成 . . . . . 25
  - ①歴史・文化の保全
  - ②美しい景観づくり
- 5. ライフスタイルを見直し環境に配慮した生活 . . . . . 27
  - ①ごみの減量化
  - ②町内の不法投棄
  - ③資源リサイクル運動
  - ④合併処理浄化槽の推進
  - ⑤環境教育の推進
- 6. 施策推進のため役割 . . . . . 36
  - ①行政・事業所・町民・滞在者の役割
  - ②計画の推進
  - ③計画の管理と見直し

役割分担内訳表 添付のとおり

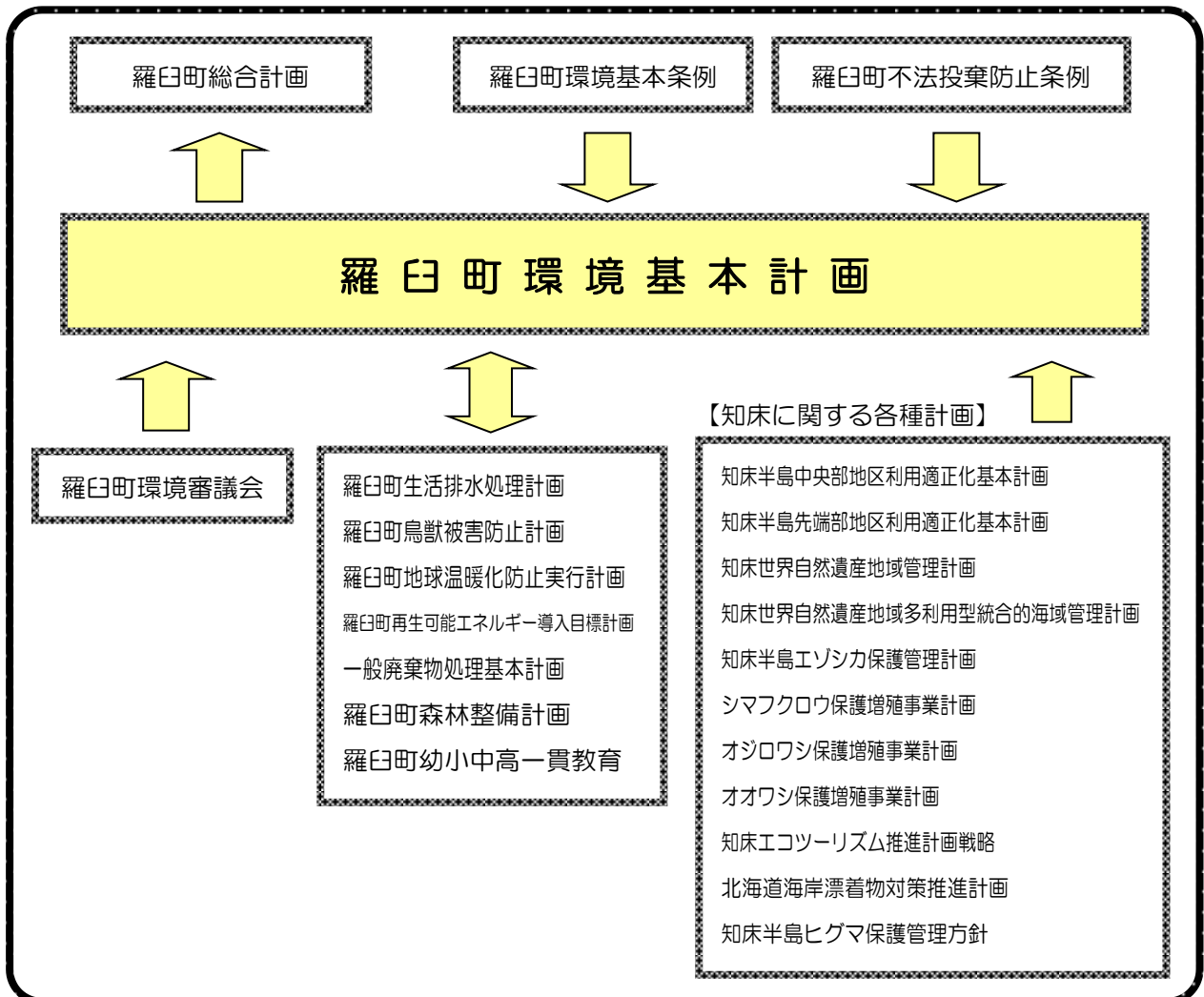
# 第1章 計画の趣旨

## 1. 羅臼町環境基本計画とは

この計画は、平成17年7月に施行された「羅臼町環境基本条例」第10条に基づく「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や基本的な計画」であり、町の最も上位の計画である「羅臼町第7期総合計画」における「自然環境の保全と環境問題」に関する取り組みを具体化するための個別計画にあたります。

そして、この計画では近年世界的に大きな課題となっている地球環境保全に地域から積極的に取り組むとともに、町が世界に誇る貴重な財産である自然を守り育てることによって、町民の生活をより快適でうるおい豊かなものにするのと、地域の活力と魅力を高めていくことを目的としています。

### 【計画策定イメージ】



## 2. 計画策定の背景

大気や水、土、そしてそこに生息する動植物などの自然環境は、人々が生きていくための最も重要な要素であり、全ての人たち共有の財産です。人々の健康な体と心を維持するために、良好な自然環境は必要不可欠なものと言えます。

近年、世界各地において様々な社会的活動が活発化することに伴い、森林の減少、大気汚染、水質汚染などの環境破壊が進んできました。

特に二酸化炭素の排出を主な原因とする地球温暖化や異常気象と言われる気候の変動などは、地球環境問題への対応が大きな課題となっています。

このような中で、国では平成5年に環境の保全に関する新しい理念と取り組みの基本的な方針を定めた「環境基本法」を制定し、翌年に環境施策の大綱を定める「環境基本計画」を策定しました。平成30年からはSDGsの考え方を活用し、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することでの持続可能な社会の実現を目標に第5次の計画がスタートしています。

この計画には「国」「事業者」「国民」「地方自治体」それぞれの環境保全に関する責務が定められ、地方自治体も国の基本的な方針に準じた施策と地域の条件に応じた施策を進めていくこととされ、北海道においても国の「環境基本法」を受けて施行された「北海道環境基本条例」に基づき、平成10年度に「北海道環境基本計画」が策定され、その後平成20年度には第2次計画が、令和3年度には第3次計画が策定されています。

環境関連法規については「大気保全」「水質保全」「土壌・農薬・地盤沈下」「騒音・振動・悪臭」「廃棄物・リサイクル」「自然保護」「化学物質」「地球環境」「防災・保安」の各分野において整備が進められ、近年では「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が新たに制定された他、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等が改正されています。

## 第2章 羅臼町の概況

### 1. 自然概況

#### (1) 位置

羅臼町は北海道の東北端、知床半島の東側に位置し、南は植別川を境に標津町に接し、東に国後島を望み、西北一体は標高 1,661m の羅臼岳を最高峰とする知床連山を境に斜里町と接し、目の前に広がる根室海峡の向こうには、北方領土の国後島が羅臼町とほぼ平行に対峙し、近い所で 25 km しか離れていません。

#### (2) 面積・地形

羅臼町面積は 397.72 平方km、南北に約 64 km、東西に約 8 km と細長い地形で町域の約 95% が森林で占められています。

地形は海岸線から標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と海岸沿いの平地に集落が形成されています。

また、半島突端に向けて急峻な海岸線が多く、岬町が集落形成の東端となり、その先の相泊以北は道路も整備されていないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはなりません。知床には手つかずの自然が残され平成 17 年に世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、特徴ある原始的景観が現存しています。

#### (3) 気象

知床半島を縦走している千島火山脈には標高 1,000m 級の高山が連なっており、山脈の東側と西側とでは気候に著しい差が見られ、東側の羅臼町は冬暖かく夏涼しく、有数の多雨地帯であるのに対し、西側の宇登呂では東側と比較すると夏暑く、冬寒い寡雨地帯となっています。

羅臼町の気候は令和 4 年の年間平均気温が 7 度、月別平均気温は 2 月が最も低く、-4.3 度(前年 -5.2 度)、8 月が最も高く 18.5 度(前年 17.6 度)、北海道の他の市町村と比較し、海洋の影響を受けての寒暖の差は小さくなっています。また、降水量は令和 4 年の年間降水量が 1,807mm(前年 1,865mm)で近隣地域と比較しても大きく上回っています。

## 2. 人口概況

### (1) 人口・世帯数

羅臼町の人口は、昭和40年の約9千人をピークに減少傾向にあります。

令和5年3月末現在の住民基本台帳人口は 4,402 人となっています。また世帯数は 1,990 戸となっています。

#### ■人口・世帯数の推移

区分 年次	世帯数 (戸)	人 口 (人)			備 考
		男	女	計	
40年	1,882	4,653	4,278	8,931	第10回国勢調査 10月1日
45年	2,010	4,627	4,118	8,745	第11回 "
50年	2,085	4,454	3,795	8,249	第12回 "
55年	2,804	4,480	3,819	8,299	第13回 "
60年	2,566	4,227	3,838	8,065	第14回 "
平成 2年	2,409	3,948	3,857	7,805	第15回 "
7年	2,254	3,717	3,754	7,471	第16回 "
12年	2,355	3,499	3,457	6,956	第17回 "
17年	2,268	3,242	3,298	6,540	第18回 "
22年	2,166	2,988	3,036	6,024	住民基本台帳人口 3月末
27年	2,182	2,736	2,807	5,543	"
29年	2,110	2,586	2,666	5,252	"
30年	2,084	2,517	2,593	5,110	"
令和 元年	2,062	2,455	2,506	4,961	"
2年	2,083	2,398	2,444	4,842	"
3年	2,055	2,318	2,358	4,676	"
4年	2,008	2,242	2,276	4,518	"
5年	1,990	2,186	2,216	4,402	"

(2) 産業別人口構成

産業別 15 歳以上就業者数の推移

産業区分	年次	平成 22 年			平成 27 年			令和 2 年		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
<b>総数</b>		<b>3,404</b>	<b>2,048</b>	<b>1,356</b>	<b>3,221</b>	<b>1,904</b>	<b>1,317</b>	<b>2,829</b>	<b>1,628</b>	<b>1,201</b>
<b>第 1 次産業</b>		<b>1,497</b>	<b>1,022</b>	<b>475</b>	<b>1,262</b>	<b>903</b>	<b>359</b>	<b>1,101</b>	<b>752</b>	<b>349</b>
農業		29	17	12	30	17	13	30	16	14
林業・狩猟業		7	7	0	2	2	0	2	2	0
漁業		1,461	998	463	1,230	884	346	1,069	734	335
<b>第 2 次産業</b>		<b>591</b>	<b>340</b>	<b>251</b>	<b>648</b>	<b>385</b>	<b>263</b>	<b>450</b>	<b>256</b>	<b>194</b>
鉱業		5	5	0	0	0	0	1	1	0
建設業		155	131	24	185	160	25	139	119	20
製造業		431	204	227	463	225	238	310	136	174
<b>第 3 次産業</b>		<b>1,313</b>	<b>684</b>	<b>629</b>	<b>1,311</b>	<b>616</b>	<b>695</b>	<b>1,213</b>	<b>585</b>	<b>628</b>
卸・小売業		318	141	177	258	102	156	246	98	148
金融・保険業・不動産業		38	20	18	32	13	19	25	10	15
運輸・通信業		104	84	20	94	71	23	110	76	34
電気・ガス・水道業		4	2	2	0	0	0	4	2	2
サービス業		678	289	389	753	291	462	666	264	402
公務		171	148	23	174	139	35	162	135	27
<b>分類不能の産業</b>		<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>65</b>	<b>35</b>	<b>30</b>

## 第3章 基本施策

### 1. 基本理念（条例第3条）

- (1) 環境の保全及び創造は、良好で快適な環境を享受する全ての町民の権利実現を図るとともに、これを未来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、協働して推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの活動と環境への係わりを認識し、環境への配慮を行うことにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- (4) 地球環境保全は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの問題として捉え、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

### 2. 基本方針（条例第9条）

環境問題は一人の力では解決できない大きな問題であります。多くの人が環境に対する意識を高め、自分自身の意思に基づいて行動することが必要です。多くの人が環境に優しい行動をすることで、それがいずれは常識や習慣に繋がって行きます。

私たちの生活や健康、自然、文化を地域全体で守り、今の世代も将来の世代も同じように幸せに暮らすことが出来るよう持続可能な社会を目指し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康の保護及び生活環境の保全が推進されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存を図るとともに、海洋、水辺、森林、農地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等、心の豊かさを感じることが出来る社会を実現するため、良好な環境の保全を図ることにより、歴史的・文化的環境資源を保存し、活用するとともに、身近な水辺と緑とのふれあいづくりを推進すること。
- (4) 環境に配慮した生活様式を目指し、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発促進を図ること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を推進すること。



### 3. 計画策定の視点

本計画は環境問題の中で最大の課題とされている地球温暖化対策を意識しながら、雄大な自然に恵まれた地域で生活する私たちの身近な環境問題に視点をおき計画を策定します。

地球環境	… 地球環境保全を意識した環境形成 [地球温暖化、エネルギーの有効利用]
生活環境	… 健康で安心して生活できる環境形成 [大気、水質、土壌 等]
自然環境	… 人と自然が共生する豊かな環境形成 [動植物、海洋、水辺、森林 等]
快適な環境	… 心の豊かさを感じることができる環境形成 [歴史や文化、美しい景観 等]
循環型環境	… ライフスタイルを見直し環境に配慮した生活 [廃棄物、資源リサイクル、合併処理浄化槽、環境教育 等]

また、私たちの生活や健康、自然、文化を地域全体で守り、今の世代も将来の世代も同じように幸せに暮らすことが出来るよう持続可能な社会を目指し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを基本方針としていることから、各分野の施策とSDGsの目標との関係がわかるよう、各分野と関連するゴールを掲載しています。各分野の施策の推進を通じて、関連するSDGsのゴールの達成に貢献することができます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



#### 4. 計画の期間

羅臼町総合計画との整合性を図ることが重要であるため、羅臼町総合計画の見直し作業に合わせて本計画の見直しを行いません。

羅臼町第3期環境基本計画の期間は、羅臼町第8期総合計画に合わせて令和6年度から令和13年度までの8カ年とします。

## 第4章 施策の推進

### 1. 地球環境保全を意識した環境形成【地球環境】

#### 【 推 進 目 標 】

町民一人ひとりが地域環境保全に対する問題意識を高め、低炭素社会の構築を目指します。



#### ① 地球温暖化防止

##### 【現 状】

[地球温暖化防止]

◎ 高度経済成長期以降、産業活動が活発となり、二酸化炭素やメタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、大気中の気温が上昇する地球温暖化現象を引き起こしています。

18世紀の産業革命以降、緩やかに上昇していた大気中の温度は、2011年から2020年の間だけで1.09℃上昇するなど地球温暖化は深刻化しています。

このまま有効な対策を取らなかった場合、21世紀末の地球の平均気温は3.3℃～5.7℃上昇すると言われており、氷河の融解による海水面の上昇や生態系への影響、水産資源や農作物への影響など、自然環境や社会生活全般にわたり様々な変化を及ぼします。また、近年増加している異常気象を発生させる要因とも考えられています。

◎ 日本では、令和2年10月に2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、様々な政策を講じており、羅臼町においても令和3年3月に2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ宣言」をし、当町の豊かな自然の恵みを守り、安心して住み続けられる羅臼町を未来へつなぐ取り組みを進めていくこととしています。

◎ 令和5年2月には、環境にやさしいクリーンなエネルギーの導入を目指し、2050年までの羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画を策定し、羅臼町における再生可能エネルギーの導入と脱炭素の推進を図ることとしています。

- ◎ 町では、平成 21 年度に羅臼町役場が行う事務事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより町内事業者や町民の取り組みを促し、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的に『地球温暖化防止実行計画』を策定し、それに基づき公共施設の燃料等削減や廃棄物の減量化・リサイクルの推進を行なっています。

#### [オゾン層の保護]

- ◎ フロン類はオゾン層を破壊するだけでなく、強力な温室効果ガスの一つです。フロン類の対策については、「フロン回収・破壊法」が改正され「フロン排出抑制法」として平成 27 年 4 月から施行され、製造段階における規制や、使用段階における漏えい防止対策を講じることとなっています。

また、機器廃棄時にユーザーがフロン類の引き渡しを行わない違反に対する直接罰の導入などの対策を講じる改正がされ令和 2 年 4 月から施行され、それぞれの立場で対応することが求められています。

### 【課 題】

#### [地球温暖化防止]

- ・羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画は 2050 年と長期的で、その視点での導入目標や施策となっていることから、より短期で具体的な施策の展開が求められています。
- ・温室効果ガス排出量の削減対策だけを優先するのではなく、町民の生活環境、産業の振興とバランスをとりながら進めることが重要となっています。
- ・町、町民、事業者が一体となって、取り組みを進めていく必要があります。

#### [オゾン層の保護]

- ・冷蔵庫等のフロンガスを使用している製品の不法投棄など、適正に処理されていないケースが見受けられます。
- ・現状ではフロンを含む製品が多く、ノンフロンの製品を選択できる場合は、ノンフロン製品を選ぶことが求められています。

### 【具体的施策】

#### [地球温暖化防止]

- ・適切な冷暖房温度の設定や節電、エコドライブの実践、公共交通機関の利用など、日常生活において環境への負荷の少ない行動を心がけます。
- ・省エネ・再生可能エネルギー関連機器・設備の購入、環境負荷の少ない商品やサービスの選択など、環境に配慮した商品等の利用を促進します。
- ・地球温暖化防止に関する現状や取り組みについて、情報収集や情報提供をします。
- ・低公害車の購入の推進について検討します。
- ・家庭で出来る環境家計簿を推進し、地球温暖化に対する意識の向上に努めます。

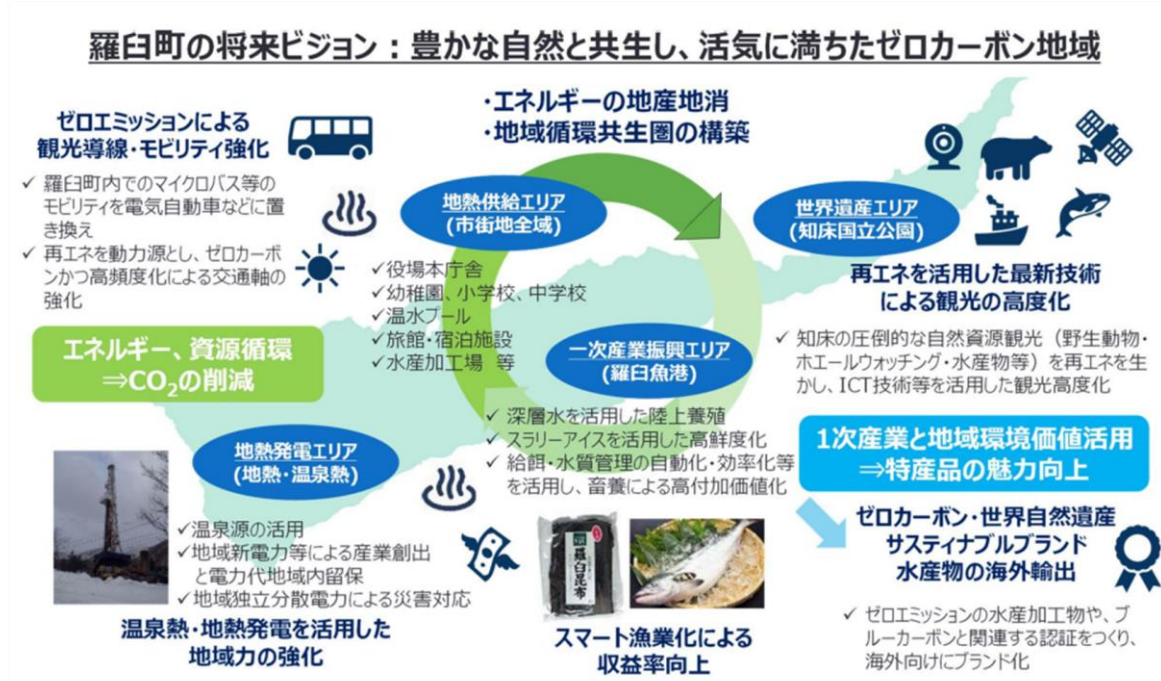
- ・ 市内では、第3次羅臼町地球温暖化防止実行計画を基に排出抑制に取り組みます。
- ・ 森林の維持、整備、植樹等を推進します。
- ・ 4Rを推進します。
- ・ 町、町民、事業者が一体となり進めていくための推進体制を構築します。

[オゾン層の保護]

- ・ フロン類の適切な分別、回収、処理等の適正管理が行われるよう、普及啓発や監視・指導を強化します。
- ・ オゾン層保護、ノンフロン製品に関する情報提供を推進します。
- ・ フロン類等のオゾン層破壊物質を含まない製品を購入、使用します。

(羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画より抜粋)

## 再生可能エネルギーを活用する将来ビジョン



### 【参 考】

エコドライブとは  
 「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「タイヤの空気圧の適正化」など環境にやさしい自動車の運転方法のこと。

低公害車とは  
 大気汚染物質の排出が少ない、また全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

環境家計簿とは

家庭で消費したエネルギー（電気・ガス・灯油・軽油・ガソリン・水道）から排出される CO<sub>2</sub> の量を「見える化」して、家庭の CO<sub>2</sub> 排出量を確認できるようにするもの。

4Rとは

ごみの発生を減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）、ごみになるものは買わない・断る（リフューズ）からなる4R活動を通じて循環型社会の構築を国際的に推進することを提唱したものです。

## ② エネルギー有効活用

### 【現 状】

- ◎ 現在の生活水準は地球環境である化石燃料の利用によって支えられています。  
しかし、地球資源は有限であり、近い将来に枯渇すると言われていたためエネルギー資源の安定的な確保がより一層重要となっています。
- ◎ 地球温暖化などの地球環境の悪化に対応するため、現在は再生可能エネルギーへの転換期になっています。  
また、それと同時に化石燃料の効率的利用を図るための技術開発が行われています。
- ◎ 当町では、以前より地熱エネルギー（温泉熱）を、役場庁舎・温水プール・診療所などの施設暖房や、各駐車場などのロードヒーティングとして活用しています。
- ◎ 羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画を策定し、羅臼町における再生可能エネルギーの導入と脱炭素の推進を図ることとしています。

### 【課 題】

- 既存の地熱エネルギー（温泉熱）において、温泉成分が固形化により温泉熱の安定供給ができない状況が続いています。
- 地熱エネルギーを活用できる区域は市街地区に限られることから、市街地以外で活用できる再生可能エネルギーの導入が必要となっています。
- 二酸化炭素排出量が少ない電化製品、業務用製品への更新が急務となっています。

### 【具体的施策】

- 地熱エネルギーの安定的な供給を図るため、既存井戸及び閉塞井戸の増掘等を行いません。
- 地熱エネルギーを活用した小規模バイナリー発電の導入実現に向け取り組みます。
- 地熱エネルギー以外の再生可能エネルギーの活用について検討を進めます。
- 新エネルギー、省エネルギーの情報収集を行ない、活用と情報提供を行いません。
- 省エネルギー機器の購入に係る補助制度を普及・推進し電化製品の更新を図ります。

## 【参 考】

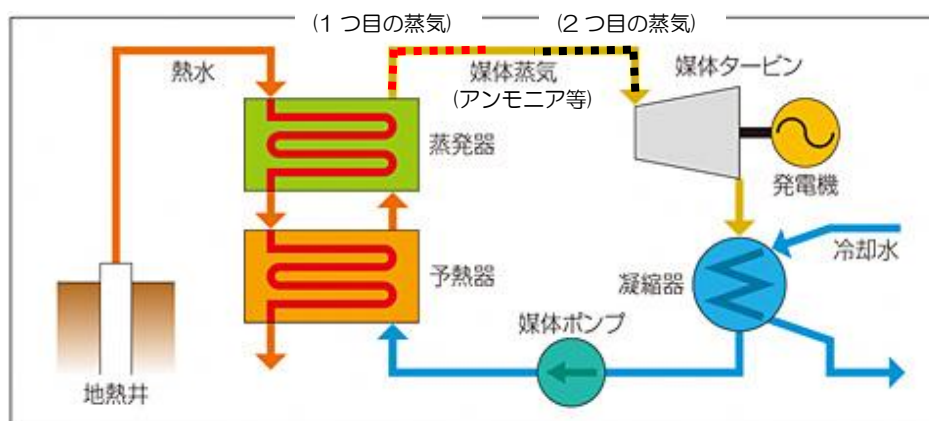
バイナリー発電とは

「バイナリー」とは英語で「2つの」という意味を表します。

温水の熱エネルギーによって「2つ目の蒸気」を作り出して発電する仕組みで、

低温域(100℃以上)で単独で発電するには温度が足りない水蒸気(1つ目の蒸気)を、沸点が水より低い媒体(アンモニア等)を温めて蒸発させ、その蒸気(2つ目の蒸気)でタービンを回す方式です。

〈バイナリー発電の仕組み〉





## 2. 健康で安心して生活できる環境形成【生活環境】

### 【 推 進 目 標 】

きれいな空気、きれいな川、きれいな水等を守り、健康で安心して暮らせる住み良いまちづくりを進めます。



### ① 大気環境の保全

#### 【現 状】

◎ 大気汚染物質であるダイオキシン類は、火山噴火等の自然的なものと、化石燃料の燃焼や工場、家庭からの排煙などの人為的なものがあり、焼却炉などの物を燃やすところから主に発生し大気中に出ていきます。大気中の粒子などに着いたダイオキシン類は、土壌や川に落ちて土壌や水を汚染します。さらにプランクトンや魚に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられています。

また、近年では光化学スモッグやPM<sub>2.5</sub>が、人体に悪影響を及ぼすとして問題となっています。光化学スモッグは、自動車や工場の排気に含まれる物質が紫外線を受け化学反応し、光化学オキシダントという新たな物質に変化することが原因であり、PM<sub>2.5</sub>についても自動車や工場の排気が主な原因とされています。

◎ 羅臼町においては大量の排煙を排出する工場はなく、ごみ焼却炉も平成14年に閉鎖しており、大気環境に影響を与える原因となるものは自動車及び船舶による排出ガスや家庭の排煙や野焼き焼却などが挙げられます。

野焼きなどの一般廃棄物の焼却は、原則として処理基準に従う必要がありますが、風俗慣習・宗教上や農林水産業を営むために必要な焼却などは罰則の適用から除かれています。それ以外の野外焼却が違反であることの認識不足により、一部の家庭などで野焼きをしていることがありますので広報などで周知を行っています。

#### 【課 題】

- ・ 休止している焼却施設設備には、ダイオキシン類が付着している可能性があります。人体に影響を及ぼすことも考えられ、ごみ焼却炉及び煙突の解体撤去が必要ですが、経費の面などで設備解体が進んでいない現状にあります。

- 野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因ですが、まだ一部の町民が野焼きをしている現状にあります。
- 良好な大気環境を維持するために自動車の排出ガスや家庭の排煙などの抑制が必要です。

### 【具体的施策】

- 焼却炉及び煙突等の解体・撤去を早くできるよう検討します。
- 野外焼却を行った者については、指導及び厳重注意を行なうとともに警察や海上保安との連携を強化し取締りを行います。
- 広報等の情報提供や定期的なパトロールを実施しながら野焼きゼロを目指します。
- 駐停車時のアイドリング・ストップを推進します。
- 環境保全の意識を高めるため、環境教育や啓発活動を行います。

### 【参 考】

#### ダイオキシン類とは

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

#### P.M2.5とは

微小粒子状物質のことで、 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の粒子状物質です。髪の毛の太さの1/30程度で、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系の疾患への影響のほか、肺がんリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

## ② 水質環境と土壌環境の保全

### 【現 状】

- ◎ 水は私たちの生活と切り離すことができない大切な資源です。水の循環は雨が地上に降り注ぎ、大地から河川、海に流れ蒸発して再び雨になるという自然の循環過程を繰り返しながら土壌や生物、植物などに良好な影響を与えており、知床の貴重な自然や生物などの生態系にも大きな役割を果たしています。
- ◎ 町内には羅臼川をはじめ大小あわせると79の河川があり、この豊富な水資源が私たちの生活や産業など多様な活動を支える基盤となっており、現在、上水道1ヶ所、簡易水道2ヶ所で安心・安全な水道水の供給を行っています。
- ◎ 町内の河川では源流部から海までの距離が短く、人為的な汚濁がない条件下では河口部においても源流に近い水質が保たれると考えられます。しかし、羅臼川のように市街地が川沿い中流部まで分布する流域では、生活雑排水による水質の悪化が懸念されます。  
羅臼町では、羅臼漁業協同組合の協賛を得ながら羅臼川簡易水質浄化事業を行い、可能な限り生活雑排水を浄化して放流しています。  
また、水質環境と密接な関係をもつ土壌環境について、羅臼町内では、海や河川、動植物などに大きな影響を及ぼす恐れがある問題はありませんが、羅臼川及び知西別川、春苅古丹川、陸志別川、植別川は、以前から排水などによる汚水の滞留などがありましたので、継続した環境調査を行っています。

### 【課 題】

- 市街地区は他地域と比べ家屋が密集しており、設置スペースの制限上、合併処理浄化槽の普及が進まない状況があり、大量の家庭排水が羅臼川へ流入しています。
- 羅臼川簡易水質浄化事業では、生活雑排水に多量の油が含まれると、浄化材が目詰まりするなどの影響があります。

### 【具体的施策】

- 水道水は今後も「安心・安全」な水を供給するよう努めます。
- 羅臼川簡易浄化事業を継続しながら、市街地区の家庭等へ合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 今後も町内河川の継続的な水質検査を実施し、必要に応じて土壌検査を実施します。
- 生活雑排水が及ぼす影響を周知し、手作り石鹸の活用及び廃食油の回収を推進します。

### 3. 人と自然が共生する豊かな環境形成【自然環境】

#### 【 推 進 目 標 】

自然環境の保全に努め、人と自然が共生する豊かなまちづくりを進めます。



#### ① 海洋生態系の保全

##### 【現 状】

- ◎ 知床は海洋生態系と陸上生態系の相互関係や生物多様性が高く評価され、世界自然遺産に登録されています。遺産地域の約 86%が知床国立公園で、その他原生自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、森林生態系保護地域などにも指定され、日本国内でも屈指の豊かな自然を残す地域となっています。
- ◎ 根室海峡は流氷が到達する北半球で最も南の海であり、春になると日差しを浴びて氷が溶け出し、植物プランクトンが大増殖します。この流氷を起源とする生物生産力により豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類などが生息しています。また、海域から産卵のため遡上するシロザケ、カラフトマスは、ヒグマや猛禽類などの餌資源としても重要な役割を有し、陸上生態系にも深く関わっています。  
また、羅臼沖は海洋深層水の湧昇域となっています。深層水の湧昇は植物プランクトンの増殖に繋がり、流氷と同様に生態系を支える重要な役割を果たしています。
- ◎ 私たちの生活はこのように豊かな生物生産の一部を「漁業」として活用することにより、年間90億円程度の水揚げという恩恵を受けて支えられています。  
近年は、海棲哺乳類や鳥類を観察する観光業による利用やシーカヤックなどのレクリエーション利用も行われています。

## 【課 題】

- 知床周辺海域に流入する河川、海流、大気からの多種多様な海洋汚染物質が沿岸生態系に深刻な影響をもたらす恐れがあります。
- 海岸線に漂着する廃棄物の処理に苦慮しています。
- 知床周辺海域にも漂流物が浮遊しているため、船舶の安全航行の確保や漁業被害などが近年問題視されています。
- 持続可能な漁業活動を行うために海洋生態系の保全を推進することが重要です。
- 海中の廃網や廃棄物に海洋生物が絡まって死んでいることが報告されています。

## 【具体的施策】

- 知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画を活用し、海洋生態系の保全と持続可能な漁業活動を推進します。
- 町民へ漁業資源が豊かな理由や海洋環境について科学的な面から伝えるなどし、保全意識の啓発を図ります。
- 船舶事故等の油流出による被害を想定し、国や道・町の関係機関が協力して具体的な油防除対策を検討していきます。
- 海岸線の漂流、漂着物についてはボランティア活動を含む清掃活動を定期的実施します。
- 沿岸域の海中に流出、投棄されている廃棄物等について、関係機関と連携を図りながら廃棄物等の調査、計画的な回収を検討していきます。

## 【参 考】

知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画とは  
知床世界自然遺産地域内海域における海洋生態系の保全、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営み及び海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用の両立を目的とする計画。

## ② 森林環境の保全

### 【現 状】

- ◎ 森林の働きは、雨水の浸透や浄化などによる水資源の保全、動植物の生息環境、土壌や沿岸生態系の保全など、自然環境における重要な役割を果たしています。

◎ 羅臼町の行政区域内 39,772ha のうち森林面積は 37,935ha と町域の約 95%が森林で、その内の 34,912ha、約 90%が国有林となっています。

国有林の多くは森林生態系保護地域、国立公園などに指定され保護されています。

一方で、近年のエゾシカの増加により、森林の更新阻害、樹皮剥ぎ、林床植生の減少なども確認されています。

◎ 町有林を含めた民有林面積は 3,023ha で、その内訳は公有林 2,456ha、私有林 567ha となっており、その内トドマツ及びアカエゾマツを主体とした人工林は 535ha で、町有林の多くは町有保安林となっており、必要以上の開発などは行われていません。

また、樹級構成では 35 年生以下の若い林分が 600ha、90%と多くを占めており、今後は保育、間伐を適正に実施していくことが重要であります。羅臼町では木材の生産を目的とする林産業はほとんど無く、森林の多くは災害防止、水源涵養、保健文化、生活環境保全など地域住民の生活に密着しています。

なお、町森林整備計画では、保育・間伐を適正に実施することとなっており、令和 4 年度には、森林経営管理制度に基づき、私有林の保育間伐を行ないました。財源には森林環境譲与税を活用しています。

## 【課 題】

- ・森林資源の有効活用を図るため、町民の憩いや保健、学習の場となる「登山道・散策道等」の整備を図る必要があります。
- ・広葉樹林の造林や育成天然林施業等を推進し、水源涵養など森林の公益的機能を活用、増進し、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などの恐れがある地区については、山地災害防止機能の高い森林整備を図る必要があります。
- ・エゾシカによる森林被害が発生しています。

## 【具体的施策】

- ・自然環境や生活環境に密着する森林環境の保全に努めます。
- ・間伐の実施及び的確な更新による健全な森林環境整備に努めます。
- ・植樹や森林環境教育等の活動ができる環境整備に努めます。
- ・関係行政機関と連携し、防鹿柵や樹皮保護ネット等の設置及びエゾシカの捕獲について実施を検討します。
- ・保護地域内の違法行為の監視に努めます。

### ③ 野生動植物の保護管理

#### 【現 状】

◎ 原生自然環境保全地域や森林生態系保全地域、知床国立公園など国内の保護制度により原生的な自然環境が保全され、シレットコスミシやカラフトルリシジミ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの希少種があり、その他陸域には日本最大の野生動物であるヒグマ、海域にはシャチ、マッコウクジラなど多様な生物が生息しています。

◎ 野生鳥獣については保護を前提としていますが、近年ヒグマやエゾシカなどの出没が多く生活環境被害が発生しており、生活環境へ被害を及ぼす鳥獣については駆除を行っています。（ヒグマ、エゾシカ、オオセグロカモメ、キタキツネなど）

特にヒグマについては、羅臼町と斜里町が共同で設立した公益財団法人知床財団に駆除個体数を最小限とするため追い払いなどの初期対応の委託を行っていますが、効果が表れない個体、あるいは市街地や住宅付近に出没する個体など、危険度の高いヒグマについては、地元猟友会に委託し駆除しています。

◎ 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」では、平成27年1月20日から当分の間、生態系に悪影響を与えたり、人に危害を及ぼしたりする恐れがあることを理由に、餌付け行為禁止の対象に「ヒグマへの餌付け行為」が指定され、「違反者にエサやりの中止などを勧告し、従わない場合は道のホームページで氏名などを公表する」としています。

令和4年4月1日からは、改正自然公園法の施行を受け「野生生物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為として、餌付け行為・著しい接近やつきまとい」が規制され、令和5年10月13日には知床国立公園管理計画書が改訂され、具体的な数値基準が新たに策定されました。ヒグマへの著しい接近は距離30m未満、つきまといは距離50m未満が、自然公園法に基づく規制の対象となっています。

また、希少鳥類を鉛中毒死から守るため「北海道エゾシカ対策推進条例」では、鉛弾の使用禁止に加え、平成26年10月1日よりエゾシカ猟等での鉛弾の携帯についても禁止しています。

さらに、海域においても多様な生物が生息していますが、トドやアザラシなどによる漁業被害が発生しており、羅臼漁業協同組合が地元の狩猟者の協力を得て計画的な駆除を実施しています。

但し、生活環境被害が生じない野生動物が怪我などで保護された場合は、保護収容しています。また、本来沿岸海域の岩場に生息しているオオセグロカモメが住宅の屋根に巣を作り、カモメの糞などによる問題が増加しているため、巣の撤去と卵と雛に限って駆除を実施しています。

## 【課 題】

- エゾシカの急増で家屋周辺から道路にまで出没し、様々な被害や弊害が発生しています。また、出産期に人間を攻撃するシカも稀に確認されています。
- 干している魚や生ごみ、水産加工場の残渣置き場の臭いにヒグマが誘引され捕獲されています。
- 人家屋根上にオオセグロカモメが営巣し騒音や衛生環境などの被害が発生しています。

## 【具体的施策】

- 野生鳥獣の生態についての学習を実施します。(児童、生徒、一般町民)
- シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の希少種について、その生態の把握に努めるとともに、正しい知識を習得し、保護・保全の意識の高揚に努めていきます。
- シマフクロウ、オオワシ、オジロワシについては、各種の保護増殖事業計画の事業目標達成にむけて関係団体と連携して取組を推進します。
- 生活環境被害を生じさせる鳥獣の捕獲を実施します。
- ヒグマを誘引しないための方策の普及と指導に努めます。
- エゾシカやヒグマ等が生活圏に侵入しないための対策を実施します。
- これまでのオオセグロカモメ生息調査結果等を参考に対策を検討します。
- 関係行政機関で策定された知床半島ヒグマ管理計画に基づき対応を進めます。
- 道条例に基づき特定動物へのエサやり行為及び鉛弾所持の禁止について指導します。



## ④ 外来種対策の推進

### 【現 状】

◎ 平成21年より特定外来生物であるアライグマが環境省事業で確認され、平成23年には1頭が町内で捕獲されています。同じく特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチ、アメリカミンクも生息していますが、生活環境に被害は発生していません。

しかし、一部町内の地域には侵略的外来種であるアメリカオニアザミが増殖しており、対応に苦慮しています。

また、羅臼町内の河川では、侵略的外来種であるニジマスが確認されており、オショロコマやヤマメ等の在来種への影響が懸念されています。

◎ 環境省及び公益財団法人知床財団では国立公園内や希少鳥獣への影響調査などで特定外来生物等の駆除及び調査を実施し、北海道では、道内で確認されている外来生物のリスト（北海道ブルーリスト）を作成しています。

### 【課 題】

- 外来種による生活環境被害が発生していないため、問題意識が低い状況です。
- 今後、アライグマが増加した場合、越冬箇所として漁業番屋及び物置などが利用される可能性があります。
- 外来種は在来種との競合などにより、自然生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 【具体的施策】

- 外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・広げない）に則り、関係機関と連携し外来種対策を推進します。
- 外来種に関する啓発を実施します。
- 特定外来生物の駆除を実施します。
- 在来種に影響を及ぼす放流等の危険性を周知します。



## ⑤ 自然と緑とのふれあい作りの推進

### 【現 状】

◎ 世界自然遺産に登録された知床は、国内でも原生的な自然環境が残っている数少ない地域です。羅臼岳、羅臼湖、熊越えの滝、羅臼温泉、英嶺山などにおいては歩道が整備されています。また、ルサ川や植別川など、サケマスが遡上する自然度の高い河川も残されており、近年は海域の鳥類や哺乳類などの観察のためのホエール・バードウォッチングも自主ルールに基づき盛んに行われています。

また、新たな観光利用やルール作りなどの提案については、「知床エコツーリズム戦略」が策定されており、関係機関によって総合的に検討されるシステムが出来ています。

### 【課 題】

- 自然環境には様々な生物が生息し生態系を形成しています。生物多様性の保全を進めるためにも、その環境を活用した事業、普及啓発が必要ですが、十分な実施がなされていません。

### 【具体的施策】

- 教育委員会事業や幼小中高一貫教育を活用した児童、生徒への啓発を実施します。
- 豊かな原生自然を活用した普及啓発事業を実施します。
- 清掃活動を継続します。
- 知床エコツーリズム戦略を活用して適正な事業推進を図ります。
- 羅臼海域連絡協議会での議論を推進し、鯨類や海ワシ類をはじめとする海域の野生動物の保護と、持続可能な利用の両立を図ります。

## 4. 心の豊かさを感じることができる環境形成【快適な環境】

### 【 推 進 目 標 】

羅臼町独自の歴史的文化資源や自然、風土を守り魅力あるまちづくりを進めます。



### ① 歴史・文化の保全

#### 【現 状】

- ◎ 知床は後世に伝えるべく世界共通の財産として世界自然遺産に登録されました。また、国指定重要文化財「北海道松法川北岸遺跡出土品」を初めとする各種指定文化財の他にも、歴史的、文化的に重要な史跡や資料なども多数残されています。

これらの文化財を時代の推移にかかわらず保護、保全していくことは現代に生きる我々の責務と言えます。

#### 【課 題】

- 貴重な文化財を保護し、次世代に継承していくためにこれらを取り巻く周辺環境の整備と更なる保護、保全活動が急務です。

#### 【具体的施策】

- 遺跡やそこに包み含まれる埋蔵文化財は、適切な状態で保存します。
- 過去の発掘調査で出土した貴重な考古資料などは整備された環境の中で展示、公開し多文化、多民族に対する理解を深めていきます。
- 歴史的に重要な史跡や記念碑、伝統芸能などについてもその保護、保全と意識の啓発に努めます。
- 道指定の天然記念物については継続的な調査を行い、その実態の把握に努めるとともに、正しい知識の習得と保護、保全の意識の高揚に努めていきます。  
また、生息地周辺の環境の保全、整備に努めていきます。

## ② 美しい景観づくり

### 【現 状】

- ◎ 良好な景観の形成は、地域の自然や産業、気候、風土、歴史、文化などを活かした特色あることが必要であり、国では平成16年に「景観法」を制定し、北海道においては平成13年に「北海道の美しい景観のくにづくり条例」を制定、平成20年に「北海道景観条例」を施行しています。
- ◎ 羅臼町においては、景観条例や町の環境保全や機能増進のために、長期の見通しにたって調和のとれた市街地を作り上げるための都市計画などは策定されていませんので、羅臼町の総合計画及び実施計画の方針に沿って、まちの景観づくりに努めている状況です。

### 【課 題】

- ・ 知床世界自然遺産にふさわしい景観づくりが必要です。
- ・ まちの中に不必要な看板が設置されているのが見受けられます。
- ・ 雪崩防止柵や工事看板等は景観に配慮した設置が望まれます。
- ・ 知床岬周辺の海岸に漁業資材や一般ごみが漂着し景観を損ねています。
- ・ 人口減少等の要因も重なり、空き家が増えつつあり、景観を損ねているほか、防災上の観点からも懸念されています。

### 【具体的施策】

- ・ 羅臼町総合計画に美しい景観づくりに配慮した町づくりの施策を盛り込み、景観づくりの推進に努めます。
- ・ 関係機関、団体等と調整しながら不必要な看板や違法看板の撤去を行います。
- ・ 雪崩防止柵や工事看板等は景観に配慮した設置を要望します。
- ・ 知床岬のごみ拾い活動を継続して実施します。
- ・ 海岸線の漂着物については国や北海道と協議を進めます。
- ・ 所有者と連絡を取り、空き家の解消に向け指導等を行います。



## 5. ライフスタイルを見直し環境に配慮した生活【循環型環境】

### 【 推 進 目 標 】

一般廃棄物の減量化と適正処理、資源リサイクルの推進や生活排水対策等の普及を進め、環境に配慮した生活に変えていきます。



### ① ごみの減量化

#### 【現 状】

◎ 以前、羅臼町では、ごみ処理施設を運営し焼却等をしていましたが、ダイオキシン類などの公害問題が大きな社会問題となり、ダイオキシン排出規制や容器包装リサイクルなどの法律改正もあったことから、管内4町においてごみ処理の広域化が進められ根室北部廃棄物処理広域連合を設立し施設整備を行っています。

可燃ごみについては、4町が共同で処理する根室北部広域ごみ処理施設が建設され、平成18年9月より供用開始しています。生ごみについては、可燃ごみの削減、搬送経費削減、資源の有効活用が出来ることなどから、羅臼町単独で羅臼堆肥利用組合に処理を委託しています。

最終処分場については、標津町及び羅臼町において標津町に共同建設を行い、平成16年8月より供用開始をしていましたが、施設について15年間の稼働を終えたことから、羅臼町に新たな施設を建設し、令和5年8月より稼働しています。

◎ ごみの分別・排出方法については、「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の2種類でしたが、平成14年11月から11種類となり、また平成23年4月には「廃食油」のリサイクルを開始し、さらに令和4年4月には「空き缶」と「ガラスびん」をそれぞれで分別とし、現在では13種類に分別しての排出となっています。

◎ 観光系のごみの散乱・投棄ごみを防止するため、平成17年7月より観光客専用ごみ袋を導入しています。

◎ 羅臼町女性団体連絡協議会、羅臼漁協女性部、羅臼町商工会女性部の3団体により「知床スミレ・エコプロジェクト」が組織され、買い物袋持参運動など家庭できるエコ活動が実践されています。

(主なごみ処理施設構成自治体)

分類	所在地・施設名	構成自治体
生ごみ	峯浜町 堆肥化処理施設	羅臼町(単独)
燃やせるごみ	別海町 広域ごみ処理施設	羅臼町・別海町・中標津町・標津町
燃やせないごみ	羅臼町 最終処分場	羅臼町・標津町
資源ごみ	中標津町 リサイクルセンター	羅臼町・中標津町・標津町

【課題】

- ごみ処理施設整備に伴い、ごみ処理費用が増加傾向にあります。
- 羅臼町民の1人1日当たりのゴミ排出量が、全国および全道平均と比較すると多めに推移しています。
- 観光客専用ごみ袋は羅臼町内のみでの取り組みになっており、自家用車等で各地を移動する観光客には利用しにくく、キャンプ場での利用がほとんどとなっています。

【具体的施策】

- 現行の戸別収集体制及び収集回数を維持します。
- 広報等によりごみの減量化のPR活動を推進します。
- 生ごみ処理機を普及・推進し、ごみの減量化を図ります。
- 羅臼町女性団体連絡協議会の取り組み(買い物袋持参運動等)を推奨します。
- 観光客専用ごみ袋の利用について、普及啓発をするとともに広域での取組が出来ないか模索します。

## ② 町内の不法投棄

### 【現 状】

- ◎ ごみ処理施設の整備やごみ分別などの体制は進められていますが、生活ごみや大型電化製品などの不法投棄が毎年見受けられ深刻な問題となっています。このことから、羅臼町  
の環境美化への推進を図るため「羅臼町不法投棄防止条例」を制定し、条例に基づき関係  
機関と連携を図りながら不法投棄根絶に向け監視や広報による周知などの啓発を実施して  
います。また、「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」の活動を広げることにより、不  
法投棄の監視の目を光らせています。
- ◎ 不法投棄に対しては投棄者の特定を前提とし問題解決と原状回復を目指し対応しており、  
投棄者が判明した場合は「羅臼町不法投棄防止条例」第8条に基づき、自主回収及び適正  
処理を求める措置命令を行い、従わない場合は「同条例」第11条により5万円以下の過  
料が科せられます。法律では不法投棄をした場合の罰則として、個人では5年以下の懲役  
もしくは1,000万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金が科せられます。しかし、  
一部の環境美化への意識が低い人による不法投棄やポイ捨ては後を絶たず、特にトンネル  
内や河川周辺への生活ごみの投棄がみられ、清掃ボランティア活動によりきれいになった  
町が数日も持たないような現状となっています。

### 【課 題】

- ・不法投棄、ポイ捨て等のごみ問題に対する意識の高揚と根絶を推進する必要があります。
- ・不法投棄監視の目として「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」を拡大し、活動の輪  
を広げる対策を図る必要があります。

### 【具体的施策】

- ・広報や看板による不法投棄根絶のPR活動を推進します。
- ・各団体の活動（清掃・啓発）を活発化させ、ごみ問題に対する意識の高揚を図ります。
- ・「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」の活動を推進し、不法投棄やポイ捨て等の監視  
体制を強化します。
- ・関係機関と連携し巡回・監視を強化します。
- ・パトロール巡回を月に2回行い、町内の不法投棄状況を詳しく把握します。
- ・不法投棄物の内容を精査し、効果的な対策を打てるよう情報収集します。
- ・町内のポイ捨てを含め不法投棄が、自分たちの生活へ与える影響を自覚できるよう、環境  
保全の意識を高めるために、町民への環境教育や、啓発活動を行います。

### ③ 資源リサイクル運動

#### 【現 状】

◎ ごみを減らすには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めることが必要であり、今後、益々資源リサイクル運動の推進が重要となってきます。

羅臼町の資源リサイクル活動は、容器包装廃棄物（プラスチック・ペットボトル・紙製容器・空きびん等）は、3町（羅臼町・中標津町・標津町）による根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターが供用稼働しておりますので、この施設の機能を活かして廃棄物循環型の地域社会づくりを推進しており、古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）や鉄類（空き缶、鉄屑等）、衣類等の廃棄物は、リサイクル業者に売払いしております。一部町内会などでは、独自に古紙類の回収を行っており、持込実績により売上金から町内会などに助成しています。

生ごみは、羅臼堆肥利用組合に処理を委託し堆肥化していることから、リサイクル率は50%前後となっており全道・全国（約24%）と比較しても高いリサイクル率となっています。

また、平成23年4月から町内の家庭や飲食店などから出される廃食油を回収し、それを業者に無償で引き取りしていただき、飼料原料・燃料・石炭・インクなどに再利用する資源リサイクルの推進を図っています。

◎ 令和2年度に協定締結した（株）ジモティーのサイトを利用して、ごみとして出されたものを新しい方へ引き渡すなどリユースの促進も図っています。

◎ 海洋プラスチックごみ問題などを契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律」が制定され、プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れの中で、4R（ごみの発生を減らす（リデュース）、くり返し使う（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）、いらぬものは買わない・断る（リフューズ））を進め、循環型社会への移行が推し進められています。

#### 【課 題】

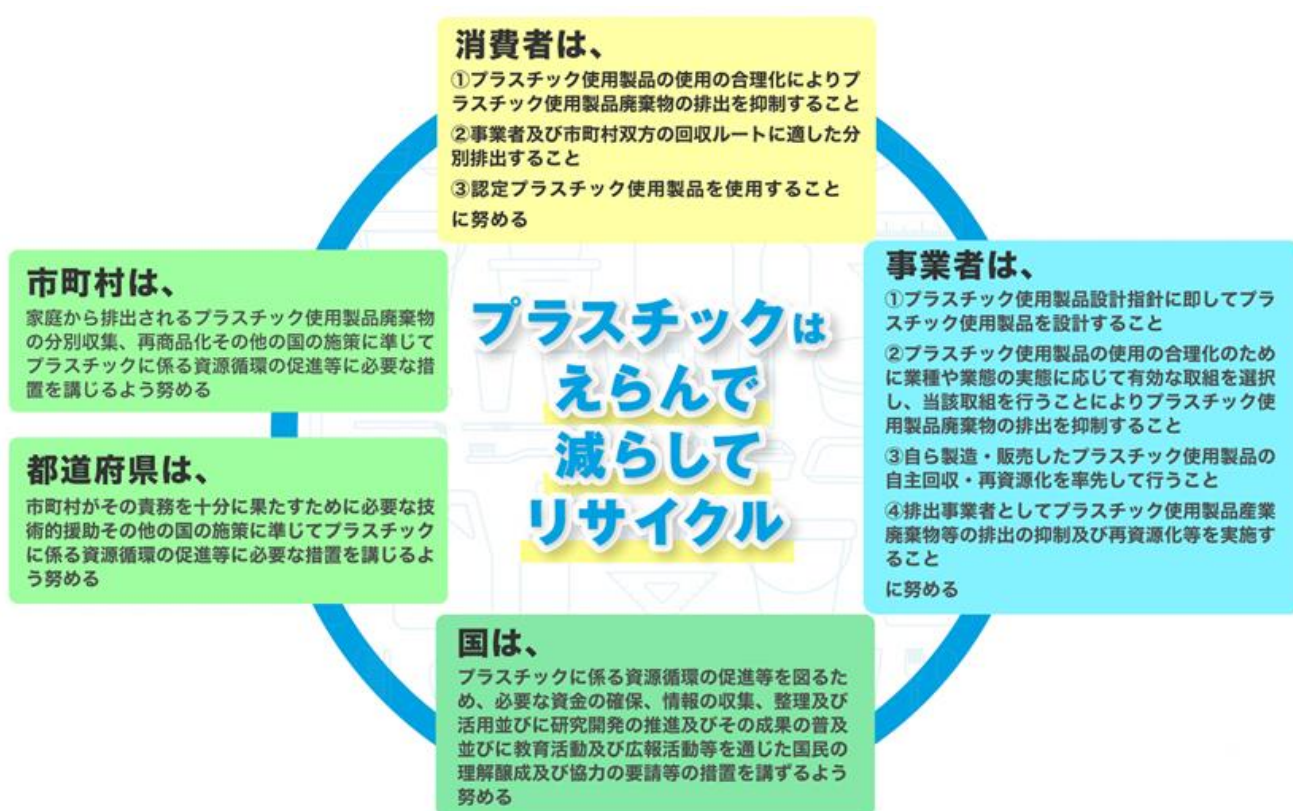
- ・ 持続的発展が可能な循環型社会の形成のためには、リサイクル率の向上とごみ分別強化が必要であり、個々の意識改善が必須となります。
- ・ プラスチック資源循環促進法の制定により、プラスチック使用製品の設計から廃棄物としての処理まで、消費者、事業者、町、道、国が資源循環に取り組む必要があります。



## 【具体的施策】

- 町内会単位等のリサイクル活動への支援をします。
- 広報等を通して分別強化を徹底します。
- 地球環境に優しくクリーンなエコ洗剤・燃料等の活用を推進します。
- (株)ジモティーのサイトの普及に努めリユース意識の向上を図ります。

## 【プラスチック資源循環促進法による各役割】



## 【参 考】

プラスチック資源循環促進法とは

「事業者」「自治体」「消費者」が連携しながら、プラスチックのライフサイクル全般における資源循環の取り組みを求める法律。

## ④ 合併処理浄化槽の推進

### 【現 状】

- ◎ 羅臼町における生活雑排水処理対策は合併処理浄化槽により浄化を図っており、令和5年3月末現在では約51%の普及率となっていますが、未設置住宅などでは生活雑排水が未処理のまま放流されている現状です。
- ◎ 合併処理浄化槽の整備にあたっては、個人の浄化槽設置に対し町が定める浄化槽の助成要綱などに基づき、設置者に対し助成を行うことで更なる設置増を目指しています。設置された浄化槽の管理については設置者が自ら行う方式となっています。

### 【課 題】

- ・ 合併処理浄化槽設置費用の助成金の減額などにより、特に既存住宅からの設置替えは経費等もかかるため進まない状況にあり、設置基数が伸びない傾向にあります。
- ・ 市街地区においては他地域と比べ家屋が密集しており、設置スペースの制限上普及が進まない状況が見受けられるため、浄化槽の普及に向け実態調査が必要となっています。
- ・ 浄化槽設置者の義務である法定検査・保守点検・清掃のうち特に法定検査と保守点検の違いについて、理解していない設置者への啓発が必要となっています。

### 【具体的施策】

- ・ 合併処理浄化槽の普及促進および適正管理の広報等を強化します。
- ・ 合併処理浄化槽未設置者（単独処理浄化槽設置者も含む）には、引き続き生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽の設置を推進していきます。
- ・ 設置希望者に対する設置・改修費用の助成および自己資金分の貸付（町内金融機関へ貸付業務委託）に対する利子補給を継続します。
- ・ 既存住宅への設置の増加方法及び、合併処理浄化槽設置困難地区の生活排水処理対策について検討していきます。
- ・ 市街地区の合併処理浄化槽普及実態調査を実施します。

## 【参 考】

### 浄化槽設置者の3つの義務

#### 1. 法定検査（北海道浄化槽協会が行います）

##### 【第7条検査】

新たに設置された浄化槽は、使用開始から3ヶ月を経過した後5ヶ月以内に、水質検査を受けなければなりません。これは、浄化槽が適正に設置され、機能を十分に発揮しているかを検査するものです。

##### 【第11条検査】

全ての浄化槽は、毎年1回、検査を受けなければなりません。これは、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また機能が正常に維持されているかを検査するものです。

#### 2. 保守点検（保守点検業者が行います）

設置者は、保守点検業者と委託契約を交わし、保守点検業者は年3～4回の保守点検を実施します。

浄化槽の各装置の調整や修理、汚泥状況を確認し清掃時期を判断したり、消毒剤の補充等を行います。

#### 3. 汚泥引抜・清掃（清掃業者が行います）

清掃業者は、設置者又は保守点検業者の依頼により、汚泥の引抜・清掃を行います。汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたしたり、悪臭が発生する原因になったりします。

## ⑤ 環境教育の推進

### 【現 状】

◎ 環境問題への取り組みは、地球温暖化やオゾン層の破壊など、全地球的規模で生じている問題を考えながら身近で実践できる行動を起こしていく 「Think Globally, Act Locally」という考え方が基本になります。

そのためには町民一人ひとりが環境問題への理解を深めるとともに、身近な問題の解決に向けて行動を起こしていくことが大切です。

特に世界自然遺産「知床」を抱える羅臼町においては、故郷の大自然を護り、継承する。つまり故郷の自然環境に責任を持てる人材の育成が望まれます。

そのために果たす教育の役割は、非常に大きなものであるといえるでしょう。

### 【ユネスコスクール】

◎ 羅臼町では、町内の全学校（2幼稚園、2小学校、1中学校と高等学校）がユネスコスクールに加盟し、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進しています。

これにより、知床学を含む教科学習、特別活動、総合的な学習など、あらゆる学習活動の場面において環境教育を強く意識して進める体制を整えています。

### 【幼小中高一貫教育とESD】

◎ 羅臼町では、全学校、幼稚園のユネスコスクール加盟を契機に、幼小中高一貫教育の柱の一つにESDを据えています。

ESD（Education for Sustainable Development）は、世界的課題である環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

◎ 羅臼町では、これらの地球的な課題を意識しつつ身近な自然環境についての学習を深め、故郷の自然環境に責任を持てる人材の育成という観点からゴミ問題などへの関心を高める活動を実践しています。

### 【ふるさと体験教室】

◎ 公民館事業で小学生高学年を対象に、羅臼の自然を楽しみながら、郷土の文化を愛する心を育てるため、知床の動植物の生態系や知床岬クリーン作戦など、自然体験教育や環境教育プログラムを提供しています。

### 【ふるさと少年探険隊】

◎ ふるさとの自然に親しみ、豊かな心を養い、郷土愛や忍耐力、協調心を育むため、相泊から知床岬まで踏破する野外体験事業を実施しています。

## 【ごみ関係施設の見学】

- ◎ 小学4年生の社会科の授業の一環でごみに関する社会見学を行っており、ごみ処理などに関する知識を高めるため、学校の希望により清掃センターの見学を実施しています。

## 【課 題】

- ・単に環境についての概念を教えるのではなく、行動によって学ぶこと（ESDの意義）が必要とされています。

## 【具体的施策】

- ・各校・園でESDを基底に据えた年間の学校経営計画を立案します。
- ・「ふるさと体験教室」「ふるさと少年探険隊」「ゴミ関係施設の見学」などの自然体験教育や環境教育の実施を継続します。

## 【参 考】

“Think Globally. Act Locally”とは  
「地球規模で考え、足元から行動せよ」という標語。

### 知床学とは

「知床・羅臼町」の豊かな自然や産業など、地域の理解を深め、郷土に誇りを持つ人格の形成を図り、羅臼町中高一貫教育資格認定制度「知床学士」の取得を目指します。

国立公園や世界遺産に関する学習、生態系学習、外来生物に関する学習、クマ学習を専門家の講師のもと学習しています。

### 持続可能な社会とは

「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」が「持続可能な開発」であり、「持続可能な開発」が行われ持続可能性をもった社会を持続可能な社会という。

### ユネスコスクールとは

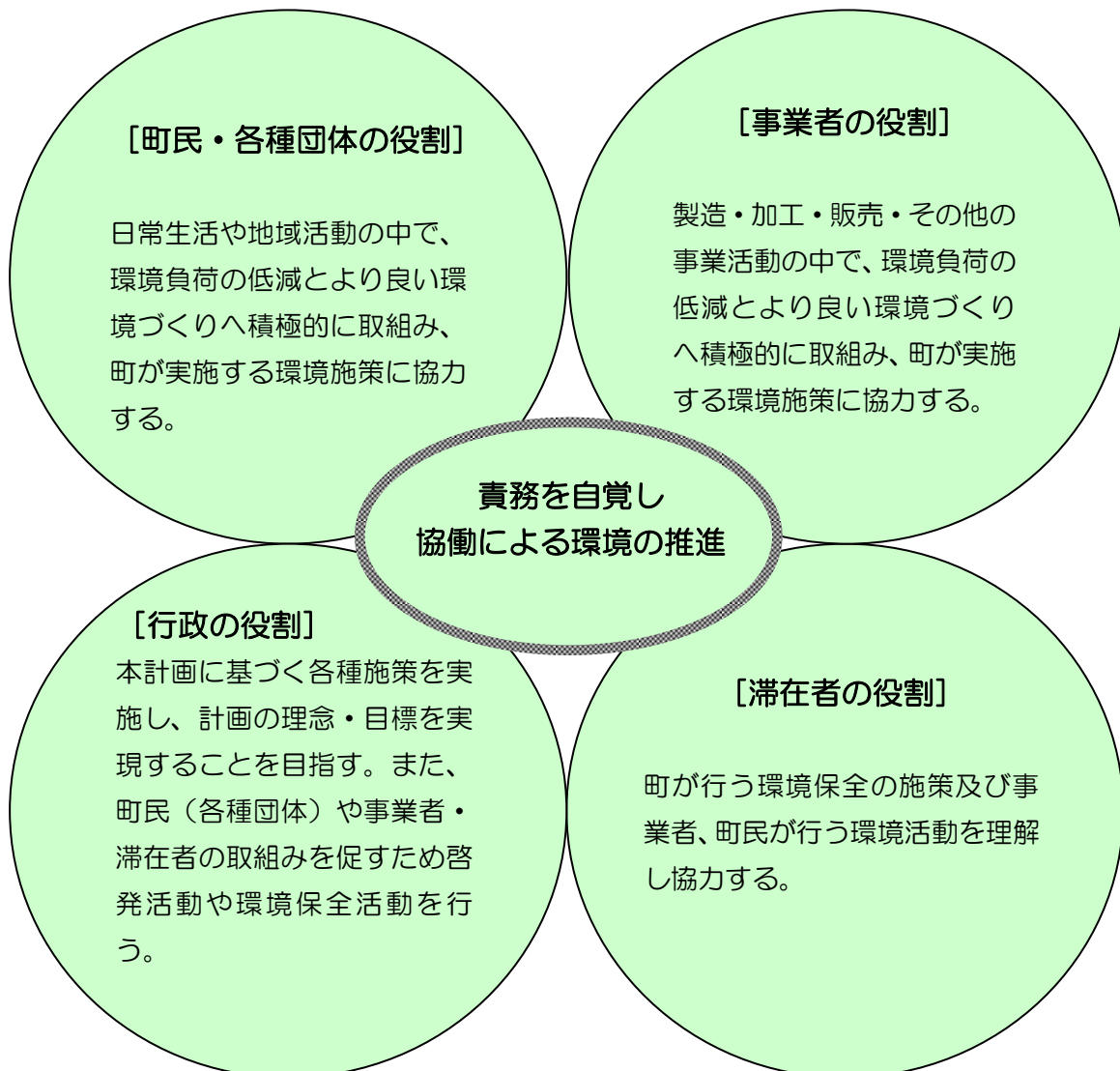
ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと、世界中の学校間の交流を通じ、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合うことや、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指しています。

## 6. 施策推進のための役割

### ① 行政、事業所、町民、滞在者の役割

#### 【環境基本計画を推進するために】

より良い環境を守り育てていくためには、行政だけが進めていくのではなく、町民の日常生活や各種団体・事業者・羅臼町を訪れる滞在者など、全ての方々が環境に配慮した行動や保全活動など、それぞれの役割に応じた行動をとることが不可欠であり、それぞれの立場で行う活動が効率良く行われ最大限の効果を生み出すには協働による連携が必要となります。



## ② 計画の推進

この計画に位置づけられた取り組みの中には、すでに実行されており今後も継続または充実させていくことや、新たに取り組んでいくものなどがあります。

特に新たな取り組みについては、新規に予算が必要なもの、町民との合意形成が必要なもの、また体制づくりなどの準備が必要なもの、関係機関や町外の人たちの協力を得なければならないことなど、実行までにクリアしなければならない課題があります。

また、すぐに実行可能なもの、中・長期的な計画期間の中で実現に向けて継続的に努力していくものがあります。

そのために、広報誌や町のホームページなどを通じて、この計画の取り組み内容や進捗状況を随時 PR し、計画期間の間、みんなで共有・尊重・協力しあいながら一つ一つ取り組みを進めていきます。

また、町は年度予算の編成において、この計画にかかわる予算の確保に努めるとともに、計画の実施に向けて関係機関などに協力を呼びかけていきます。

## ③ 計画の管理と見直し

町はこの計画の進行管理を行いません。毎年度、この計画に沿った取り組みがどの程度実行されたかを把握し、その結果を踏まえて次年度の取り組み内容の見直しや新たな事業の立案、予算編成に反映させていきます。

実施した取り組み内容や次年度の予定については、広報誌を通じて町民に周知するとともに、その過程で必要に応じて環境審議会を開催し、実績報告及び課題解決の方法について意見を求めます。

羅臼町第3期環境基本計画の計画期間は、令和6年度から令和13年度までの8カ年としていますが、国際的な動向や国、道などの政策の動向を把握し、必要と判断された場合には計画の見直しを行いません。

令和12年度には、令和14年度から令和21年度までの8年間の次期計画を策定します。